

提供文書

## 太陽電池測定業務規程

一般財団法人 電気安全環境研究所

## 目 次

(目的)	2
(測定業務の対象)	2
(申込み)	2
(受付)	2
(取下げ)	2
(太陽電池測定業務の実施)	2
(成績書等)	2
(提出品の返還)	2
(記録の保存)	2
(手数料)	2
(手数料の収納方法)	3
(手数料の返還)	3
(機密保持)	3
(損害の補償)	3
(苦情及び異議申し立て)	3
(紛争)	3
(その他)	3

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）が太陽電池セル及びモジュール製造者、流通事業者、輸入事業者等（以下「製造者等」という。）の依頼に応じて、二次基準太陽電池セルの校正を始めとする太陽電池の発電能力の測定業務（以下「太陽電池測定業務」という。）を行うために必要な事項を定め、太陽電池測定業務の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

(測定業務の対象)

第2条 JETが行う測定業務の対象は、平面・非集光形の電力発電を目的とする地上用結晶系、アモルファス系等の太陽電池デバイスとします。なお、平面・非集光形以外の形態で、JETの測定設備で対応できるものも対象とします。

(申込み)

第3条 JETが行う測定業務は、この業務規程の規定に同意する製造者等の申込み（以下「申込者」という。）により行うこととします。

2 JETは、申込者に、第18条で定めた申込書に、測定品を添えて申し込みをしていただきます。

(受付)

第4条 JETが、申込書の記載事項及び申込書に記載された測定品を確認した日をもって受付の日とさせていただきます。ただし、測定品が輸送の都合によってその提出が遅れる場合でも、他の条件が揃っていれば、申込書を受付けいたします。

(取下げ)

第5条 JETは、申込者から申込取下書が提出されたときは、速やかに太陽電池測定業務を中止し、申込者に測定品を返還することとします。

(太陽電池測定業務の実施)

第6条 JETは、申込書に記載された項目に従って太陽電池測定業務を行います。

(成績書等)

第7条 JETは、太陽電池測定業務が完了したときは、申込者に対して成績書等を発行することとします。

(提出品の返還)

第8条 JETは、太陽電池測定業務が完了したときは、測定品を速やかにお返しします。

(記録の保存)

第9条 JETは、申込書、添付書類及び成績書等の保存期間を2年とします。

(手数料)

第10条 太陽電池測定業務の手数料は、別途定めます。

(手数料の収納方法)

第 1 1 条 JET は、太陽電池測定業務の手数料を、申込者に請求させていただきます。  
2 申込者には、JET が請求した手数料を、所定の期日までに、取引銀行への払込みによりお支払いいただきます。

(手数料の返還)

第 1 2 条 JET は、申込者からお支払いいただいた手数料については、過納があった場合を除き、返金いたしかねます。

(機密保持)

第 1 3 条 JET は、申込者から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を太陽電池測定業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は申込者の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしてはならないものとし、ます。ただし、申込時に公知であった情報、申込後に JET の故意又は過失によらずに公知になった情報及び JET が第三者から適法に取得した情報は除きます。

(損害の補償)

第 1 4 条 JET は、太陽電池測定業務において、申込者に生じた損害については、JET に故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとし、ます。  
JET の故意又は過失によって、申込者が被った損害の補償は、当該太陽電池測定業務の手数料の額を限度とし、ます。

(苦情及び異議申し立て)

第 1 5 条 JET は、苦情及び異議申し立てを受けたときは、誠意を持って対応致します。なお、苦情及び異議申し立てへの対応のために、JET が定める「苦情・異議申し立て表明書」のご提出をお願いしております。

(1) 「苦情」とは、JET の活動に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、異議申し立て以外のものをいいます。

(2) 「異議申し立て」とは、JET が適合性評価の対象について行った決定に対し、その対象の提供者が決定の再考を求める要請をいいます。

(紛争)

第 1 6 条 JET は、JET 及び申込者の間に、この業務規程の権利義務について紛争が生じたときは、申込者の協力を得て、法令及び慣習に則り誠意をもって解決にあたります。

(その他)

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、太陽電池測定業務に必要な事項は、別に定めるものとし、ます。

第 1 8 条 この業務規程における申込書、申込取下書、成績書、証明書等に係る様式は、前条の規定に基づき定める「太陽電池測定業務に係る申込書等の様式」によるものとし、ます。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 01 日より適用します。